

第72回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
鎌塚 聡	市長	<p>1. 議案第44号 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の一部を改正する条例制定の件</p> <p>(1) 条例案で新たに加わる6条2項について</p> <p>ア. 1号中の、事業者と連携者それぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていることを市はどのように確認するのか。</p> <p>イ. 2号中の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置も市はどのように判断することになるのか。</p> <p>(2) 条例案で新たに加わる6条3項について</p> <p>家庭的保育事業者等が家庭的保育を行う場所または事業所において代替保育が提供される場合と、事業実施場所において代替保育が提供される場合の2つを想定したものとなる。</p> <p>ア. 現行では代替保育の提供場所がどちらになるのかわかりにくいがどのようになっているのか。</p> <p>イ. 2号中の事業実施場所において代替保育が提供される場合の小規模保育事業型事業者等と同等の能力を有すると市が認めるものとはどのようなものを想定しているのか。</p> <p>(3) 条例案に新たに加わる16条2項3号について 食事の提供の特例が規定されている条である。</p> <p>ア. 3号中の条件では、どのような調理事業者を想定し、適当と市が判断する基準はどのようなものになるのか。</p> <p>2. 議案第46号淡路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の全部を改正する条例制定の件</p> <p>(1) サービスの事業の人員、設備及び運営に関する国基準に準拠するため市独自の部分以外を、国の基準とするとの提案説明だが、</p> <p>ア. 今回提案説明にある省令変更部分で新たに加わる変更はどのようなものか。</p> <p>イ. このような方法が、すでにある他の条例にも及ぶことが考えられる。その判断基準はどのようなものか。</p>

第72回定例会 質疑通告書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡	市 長	<p>3 議案第49号 淡路市あわじ花さじき農水産物直売所の設置及び管理に関する条例制定の件</p> <p>(1) 県の便益施設新築等にかかる工事により市の施設を取り壊すことによる廃止条例となる。県の施設の設置管理条例に、今条例の設置目的が反映されるなどで、地域農水産品の既存提供者や店舗が不利益とならないような措置がなされるのか。</p> <p>4 承認第2号淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>(1) 国保税の基礎課税額に係る課税限度額が54万円から58万円へと上がる。影響額はいくらか試算しているのか。 また、限度額58万円の対象となる世帯の所得はどれくらいなのか。モデルケースがあるなら示していただきたい。</p> <p>(2) 5割軽減と2割軽減の所得判定基準が変わることになるが、影響額と対象者見込みは各々どのくらいか</p> <p>(3) 特例対象被保険者等に係る申告について</p>